

議案第58号

平成30年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算

平成30年度川崎市の卸売市場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成31年 2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 繰越明許費

| 款         | 項       | 事業名        | 金額           |
|-----------|---------|------------|--------------|
| 1 卸売市場事業費 | 2 施設整備費 | 北部市場施設整備事業 | 千円<br>84,780 |